

# 東北大学学友会

## 競技舞踏部規約

(平成五年七月十七日)

施行 平成五年八月一日

改正 平成十八年七月十六日

平成十九年七月十四日

平成二十六年十二月二十日

平成二十八年十月四日

平成二十九年五月十三日

東北大学競技舞踏部規約

第一章 総則

第二章 部員

第三章 役員

第一節 総則

第二節 幹部

第三節 運営委員会

第四章 総会

第五章 選挙

第一節 総則

第二節 選挙権及び被選挙権

第三節 選挙期日

第四節 投票及び開票

第五節 当選人

第六章 処罰

第七章 飲酒行為に関する規則

## 第八章 部会

# 第一章 総則

### 第一条〔名称〕

部の名称は、東北大学学友会競技舞踏とする。

### 第二条〔構成〕

部は、東北大学、宮城学院女子大学からなるものとする。

### 第三条〔活動期間〕

一月一日から七月三十一日を前期、八月一日から十二月三十一日を後期とする。

### 第四条〔定義〕

この部における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「幹部」とは、主将、副将及び女子副将をいう。
- 二 「執行委員」とは、主務、連盟委員、東北大代表、マネージャー、技術部長、OB局長、OG局長、部室管理、女子部局長、書記、MG代表、MG会計、一年生の代表男女各一名、総務をいう。
- 三 「準執行委員」とは、行事の実行委員長、音響、記録、ホームページ管理、MGマネージャーをいう。
- 四 「運営委員」とは、幹部及び執行委員をいう。

## 第二章 部員

### 第五条〔部員である資格〕

- ① 部員は、在学の大学生とし、部の在籍期間は三年九か月とする。
- ② 前項において、「大学生」とは、大学院生を含み研究生を除く学生である。

### 第六条〔入部〕

- ① 新しく入部した者は、実際の学年のいかに関わらず、最下級生とする。
- ② 前項において、一月一日から三月三十一日までに入部した者は、次年度の新入部員とする。

### 第七条〔退部〕

退部は、次のものに限り認められる。

- 一 学業不振、体調不良及び経済的理由等、退部に相当とされる理由の認められるも

の。

二 処罰の適用により除名されたもの。

#### 第八条〔休部〕

休部は次のものに限り認められる。

- 一 学業不振、体調不良及び経済的理由等、休部に相当とされる理由の認められるもの。
- 二 処罰の適用により活動を停止されたもの。

#### 第九条〔運営委員会の承認〕

第六条から第八条については、運営委員会の承認を必要とする。

#### 第十条〔学年〕

部での学年は一月一日をもって更新される。

#### 第十一条〔卒業〕

部での卒業は次のとおりとする。

- 一 十二月三十一日をもって四年生を終了したもの。
- 二 大学卒業予定者

#### 第十二条〔禁止行為〕

① 次の事項は禁止行為とする。

- 一 一年生の十二月三十一日以前の部員がダンス教習所において個人的に指導を受ける行為。但し、部歴九か月に満たない者でも部歴九か月以上の男子とカップルを形成する場合はこの限りではない。
  - 二 一年生の前期中に、学生ダンス連盟主催以外の競技会に出場する行為。
  - 三 ダンス教習所主催のダンスパーティー等で個人から利益を得る行為。
  - 四 競技会で受けた商品を金品等に換える行為。
  - 五 営利目的で大学主催のダンスパーティーを行う行為。
  - 六 一切のプロ行為及びそれに準ずる行為。（全日本学生競技ダンス連盟の規約に従う）
- ② 前項の行為をなした者は、第六章により処罰される。

## 第三章 役員

### 第一節 総則

### 第十三条〔役員〕

幹部、執行委員、運営委員及び準執行委員を総称して役員とする。

### 第十四条〔任期〕

役員の任期は、一月一日から十二月三十一日までの一年間とする。ただし、連盟委員と総務はこの限りではない。

### 第十五条〔選任〕

幹部の選任については選挙とする。

### 第十六条〔同前その他の役員〕

- ① その他の役員の選任については、幹部会がこれを決定もしくは承認する。
- ② 前項において、役員に欠員が出た場合は、欠員が出た日から二週間以内に、幹部会がこれを選任しなければならない。

### 第十七条〔役員の欠落事由〕

活動停止中のものは役員とはみなされない。

## 第二節 幹部

### 第十八条〔幹部の権限〕

幹部は、次の事項に限り決議することができる。

- 一 執行委員及び準執行委員の選任、職務内容の決定及び解任案の提示。
- 二 総会の招集決定。
- 三 刑罰適用の決定。

## 第三節 運営委員会

### 第十九条〔運営委員会の招集〕

- ① 運営委員会は副将がこれを招集する。
- ② 運営委員会は、二週間に一回行われなければならない。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

### 第二十条〔運営委員会の権限〕

運営委員会は、部の活動方針を決定し、役員職務の執行を監督する。但し、総会で決定すべき事項については、効力を持たない。

### 第二十一条〔運営委員会の議長及び構成〕

① 運営委員会の議長は、副将とする。但し、副将が欠席の場合は、運営委員会において代理を選任する。

② 運営委員会は、運営委員会及び主将が参加を必要と認めたものからなる。

#### 第二十二條「運営委員会の決議方法」

運営委員会の決議は、運営委員の過半数をもってこれをなす。但し、多数決によることが適当ではない場合は、幹部の意向を尊重する。

#### 第二十三條「部員の招集請求」

部員は、主将に対して運営委員会の招集を請求することができる。

#### 第二十四條「議決権の数」

運営委員会は一人につき一個の議決権を有する。

#### 第二十五條「延長・続行の決議」

運営委員会においては、延長または続行の決議をすることができる。

#### 第二十六條「運営委員会の議事録」

- ① 書記は、運営委員会の議事についての議事録を作らなければならない。
- ② 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。
- ③ 議事録は部員から請求があつた場合、公開されなければならない。

## 第四章 総会

#### 第二十七條「総会の権限」

総会は、次のもの限り、決議することができる。

- 一 重罰適用の決定
- 二 主将及び副将の罷免
- 三 その他全ての活動にかかわる承認。

#### 第二十八條「招集の決定」

総会の招集は、規約に特別の規定がある場合を除き幹部会がこれを招集する。

#### 第二十九條「招集通知」

- ① 総会を招集するには、主将が会日より二週間までに部員に対して通知を行うことを必要とする。
- ② 前項の通知は、会日、場所及び会議の目的である事項を記載した文書の掲示によるも

のとする。

### 第三十条「部員の提案権」

部員は主将に対して、会日より一週間までに書面をもって、一定の事項を総会の議題とすべきことを請求することができる。但し、その事項が総会で決議すべきものでないときは、主将はこれを拒否できる。

### 第三十一条「総会の招集」

総会は、毎年二回一定の時期に、これを招集する。

### 第三十二条「臨時総会の招集」

臨時総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

### 第三十三条「部員による招集の請求」

- ① 部員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を幹部に提出して、総会の招集を請求することができる。
- ② 前項の請求がなされた後、幹部は一週間以内に招集の手続きをしなければならない。但し、その事項が総会の決議すべきものでないときは、主将はこれを拒否できる。

### 第三十四条「役員の説明義務」

- ① 総会の議長は主将とする。但し、主将が欠席する場合は、副将を議長とする。
- ② 議長は、副議長一名及び書記二名を指名することができる。
- ③ 議長は、総会の秩序を維持し、議長を整理する。
- ④ 議長は、その命令に従わない者、その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

### 第三十七条「議決権の数」

部員、一人につき一個の議決権を有する。

### 第三十八条「延長・続行の決議」

総会においては、延長または続行の決議をすることができる。

### 第三十九条「総会の議事録」

- ① 書記は、総会の議事についての議事録を作らなければならない。
- ② 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。
- ③ 議事録は部員から請求があった場合、公開されなくてはならない。

第四十条〔決議の取り消しの請求〕

次の場合において、部員は総会の決議の取り消しを請求することができる。

- 一 招集の手続きまたは決議の方法が著しく不公平なとき。
- 二 決議の内容が著しく不合理または規約に違反するとき。

第四十一条〔同期請求提起期間〕

決議取り消しの請求は、決議の日から一か月以内にこれを提起しなければならない。

## 第五章 選挙

### 第一節 総則

第四十二条〔選挙〕

選挙は、主将、副将及び女子副将について行う。

第四十三条〔選挙管理委員会〕

選挙管理委員会は幹部がこれを構成し、主将を委員長とし、副将を副委員長とする。

### 第二節 選挙権及び被選挙権

第四十四条〔選挙権〕

活動停止中のものを除く部員は、主将、副将及び女子副将の選挙権を有する。

第四十五条〔被選挙権〕

- ① 部員はそれぞれ当該長の被選挙権を有する。
  - 一 主将については原則として三年以上の男子
  - 二 副将については原則として二年生以上の男子及び三年生以上の女子
- ② 前項において、活動停止中のものは被選挙権を有しない。

### 第三節 選挙期日

第四十六条〔選挙〕

選挙、後期の総会以前に行い、選挙の期日は少なくとも二週間前に公示しなければならない。  
い。

第四十七条〔臨時選挙〕

臨時選挙に期日は、少なくとも二週間前に公示しなければならない。

## 第四節 投票及び開票

### 第四十八条〔選挙の方法〕

選挙は、投票により行う。

### 第四十九条〔一人一票〕

投票は、各選挙につき、二年生以上のものに限り一票に限る。

### 第五十条〔不在者投票〕

部員で、選挙の当日自ら投票をすることができないものは、選挙管理委員会に対して予め投票することができる。

### 第五十一条〔無効投票〕

選挙については、次の投票は無効とする。

- 一 候補者以外の氏名を記載したもの。
- 二 一投票中に二人以上の候補者氏名を記載したもの
- 三 候補者氏名のほか、他事を記載したもの

## 第五節

### 第五十二条〔当選人〕

選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。但し、その投票数が有効投票数の過半数を下回る場合は、上位二名による決選投票を行う。

### 第五十三条〔無投票当選〕

選挙において、候補者が一人であるとき若しくは一人となったときは、投票は行わない。

# 第六章 処罰

### 第五十四条〔処罰の適用〕

処罰は、個人が部の内外において、重大な影響を及ぼしたときにこれを適用する。特に第六十条に記載されている内容や、部内外での未成年飲酒、過剰飲酒等に適用される。

### 第五十五条〔罰の種類〕

罰の種類として、除名、活動停止、大会出場禁止を重罰とする。



第五十六条「適用の決定」

罰則の適用は、部会において決定する。

第五十七条「重罰」

- ① 除名は、部からの永久追放を意味する。
- ② 活動停止は無期及び有期とし、有期活動停止は二週間以上一か月以内とする。
- ③ 前項において、活動停止期間中にレッスンを受けること及び部室に立ち入ることを禁止する。

第五十八条「規約の改廃」

この規約の改廃の決議は、全部員の三分の一以上をもってこれをなす。

第五十九条「適用範囲」

部外における活動であっても部員として意識を持って行動するべきであり、部外での迷惑行為を行った者も処罰の対象とする。

## 第七章 飲酒行為に関する規則

第六十条「禁止行為の制定」

部内外での未成年飲酒、過剰飲酒を禁ずる。特に部内での飲酒行為に関して、成年と未成年が混在する場での飲酒行為の一切を禁ずる。このとき部の飲酒行為とは、現役部員のみ、又は現役部員とOB・OGとでの飲酒行為である。

第六十一条「連帯責任」

第七章第二条の規則について、飲酒した者だけでなく、その場にいた者全員に処罰を与える。

第六十二条「大学への連絡」

特に、部外に対して多大な悪影響を及ぼした場合は、速やかに大学へ報告する。ただし、大学へ報告すべき案件であるかの判断は幹部が行う。

## 第八章 部会

第六十三条「部会の招集」

- ① 部会の招集は、主将がこれを招集する。
- ② 部会は、毎月一回、代表委員会が開かれた翌週に行われなければならない。但し、や

むを得ない場合は、この限りではない。

#### 第六十四条[部会の進行及び構成]

- ① 部会の進行は、主将とする。但し、主将が欠席の場合は、代理を選任する。
- ② 部会は、部員全員に参加の義務がある。

#### 第六十五条[部会の内容]

部会においては、代表委員会の報告、部規約の確認、飲酒に関するセミナー、大会遠征の諸注意、必要経費の連絡、長期休暇期間中の注意、大会成績の報告、各役職の活動報告、等を行う。